

(仮称) 川西市使用料、手数料及び負担金等の算定、
見直しに関する基準 (案)

令和2年10月

川西市

1. はじめに

様々な行政サービスのうち、利用者（受益者）が負担する使用料、手数料及び負担金等は、特定の人がそのサービスから利益を受けているという前提から、地方自治法に基づき、その受益の範囲内で行政サービスの対価として徴収するものである。

本市における使用料、手数料及び負担金等については、これまで統一された基準で運用していなかったため、本市の類似施設の算定方法や近隣市町との比較等を参考にして、施設ごとに料金設定を行っていた。また、物価変動や消費税率改定等、社会経済情勢が変化する中においても、定期的な見直しを行うことなく長年据え置いた状態となっていた。

一方で、本市の市政運営の基盤となる健全な財政運営を自律的に行うことを目的とした川西市財政健全化条例が令和2年4月1日から施行された。条例の中では、使用料、手数料及び負担金等について、受益と負担の均衡、社会経済情勢等を考慮し、随時見直しを行うことが定められた。

こうした背景を踏まえ、今後は統一的な基準に基づき算定根拠を明らかにして、定期的な見直しを図ることで、適正な料金設定を行っていくことを目的として当該基準を策定する。

2. 基本的な考え方

(1) 当該基準の位置付け

川西市財政健全化条例第8条に基づき、当該条例の基本理念に則り、規律ある財政運営に資するため、使用料、手数料及び負担金等の算定、見直しに関する基準を定める。

(2) 受益と負担の公平性

使用料、手数料及び負担金等の算定にあたっては、利用する市民と利用しない市民の均衡を考慮し、受益と負担の公平性を確保する必要がある。

(3) 透明性の確保

当該基準を公表し、算定根拠を明らかにすることで、透明性を確保する必要がある。

(4) 適切なコスト管理

サービスを提供する行政においては、常に効率的で適切なコスト管理や施設運営を図り、市民の理解が得られる料金設定への努力を行わなければならない。

(5) 総合計画等との調整

本市の施設運営や事務事業に伴う使用料、手数料及び負担金等の料金設定においては、将来における本市のあるべき姿と進むべき方向を定める総合計画等における施策の方向性を反映する必要がある。

(6) 定期的な見直し

使用料、手数料及び負担金等については、社会経済情勢の変化や技術革新、民間による施設、サービス提供状況、本市の総合計画等を反映するため、定期的な見直しを行う必要がある。

3. 使用料の算定方法

(1) 算定方法

【ア専用使用の場合】

$$1 \text{ 使用枠あたりの使用料} = \underline{1 \text{ 使用枠あたりの原価}} \times \text{受益者負担割合}$$

$$\underline{1 \text{ 使用枠あたりの原価}} = (\text{人件費} + \text{物件費} + \text{減価償却費}) \times \frac{1 \text{ 使用枠}}{\text{年間利用可能枠数}(\text{※1}) \times \text{基準稼働率}(\text{※2})} \times \frac{\text{貸出面積}}{\text{貸室等総面積}(\text{※3})}$$

(例) ○○センター集会室の1使用枠あたりの使用料が400円の場合

$$\underline{1 \text{ 使用枠あたりの原価}} = 10,000,000 \text{円} \times \frac{1 \text{ 使用枠}}{\text{年間利用可能枠数}4,667 \text{枠} \times \text{基準稼働率}80\%} \times \frac{\text{貸出面積}120\text{m}^2}{\text{貸室等総面積}400\text{m}^2} \cong 804 \text{円}$$

$$1 \text{ 使用枠あたりの使用料} = \underline{1 \text{ 使用枠あたりの原価}804 \text{円}} \times \text{受益者負担割合}50\% \cong 400 \text{円}$$

【イ個人使用の場合（専用使用がある施設）】

$$1 \text{ 使用枠あたりの使用料} = \text{個人使用の場合の} 1 \text{ 使用枠あたりの現行使用料} \times \frac{\text{専用使用の場合の} 1 \text{ 使用枠あたりの改正後使用料}}{\text{専用使用の場合の} 1 \text{ 使用枠あたりの現行使用料}}$$

(例) ○○体育館を個人で1枠使用する場合の使用料が450円の場合

○○体育館における専用使用の場合の1使用枠あたりの使用料算定が、現行使用料600円、改定後使用料900円の時

$$1 \text{ 使用枠あたりの使用料} = 1 \text{ 使用枠あたりの現行使用料}300 \text{円 (個人)} \\ \times \frac{1 \text{ 使用枠あたりの改正後使用料}900 \text{円 (専用)}}{1 \text{ 使用枠あたりの現行使用料}600 \text{円 (専用)}} \cong 450 \text{円}$$

【ウ個人使用の場合（人数の制限がない施設）】

【ア専用使用の場合】と同じ算定方法とし、算定式中、「年間利用可能枠数」を「年間利用可能人数（※4）」と読み替える。

(※1) 休館時間や休館日を除く、施設の年間利用可能枠数

(※2) 受益と負担の公平性を確保するため、基準となる稼働率を80%に設定

(※3) 施設の共有部分を除いた貸室等に係る総面積

(※4) 原則として、消防法で定める収容人員の算定方法に準じて算定した人数を1日の利用可能人数とし、年間利用可能日数を乗じたもの

(2) 原価の考え方

【原価に含む主な費用】 過去3か年決算の平均額（3年未経過の場合、直近決算額等）

分類	項目	説明
人件費	給料、職員手当、共済費等	サービス提供や施設を維持管理するための業務に直接従事する職員（※1）及び会計年度任用職員等の人件費（※2）
物件費	需用費	消耗品費、印刷製本費、光熱水費等
	役務費	通信運搬費、手数料、保険料等
	委託料	施設の管理委託料等
	使用料及び賃借料	機器のリース料、土地の賃借料等
	備品購入費	施設の管理運営に関わるもの等
減価償却費	減価償却費	建物取得時等に要した支出額を耐用年数で除して年度毎に配分

（※1）職員の人件費については、人事異動等による年度毎の支出状況の増減差を抑制するため、一般会計における平均人件費を用いて算定する。

（※2）サービス提供や施設を維持管理するための業務に直接従事する割合に応じて人件費を算定する。

（※3）複数施設で共通する経費については、按分したうえで各施設の物件費に算入する。

（※4）複数年の修繕計画等により今後支出が予定されている修繕費等（減価償却費に含まれないもの）については、年度毎の支出状況による増減差を抑制するため、計画期間における平均費用を算入する。

（※5）国、県からの補助金等がある場合であっても、原価から控除しない。

【原価に含まない主な費用】

原価に含まない費用	理由
土地の取得に要した費用	土地は施設の廃止後も本市の資産として残り、原価を将来に渡って費用配分する減価償却の考え方に適さないため、対象外とする。
災害等により一時的・臨時的に要した費用	災害等の特殊事情により一時的、臨時的に要した費用は、通常のサービス提供に直接関連する費用ではないため、対象外とする。

(3) 受益者負担割合

施設等の使用料について、施設及びその施設に係る行政サービスの種類は多様であり、行政関与の必要性が高いサービスから、民間においても類似サービスを提供しているものまで、その施設の性質によって料金設定を行う必要がある。

ア 施設の性質ごとによる負担割合

施設の性質や設置目的等を踏まえたうえで、「日常生活上の必要性」と「民間による提供の可能性」に応じた受益者の負担割合を設定する。

(ア) 「日常生活上の必要性」

日常生活上の必要性において、必需的なものを選択的なものの程度によって分類する。

必需的とは、市民が日常生活を営む上で必要となる生活水準を確保するために利用する施設

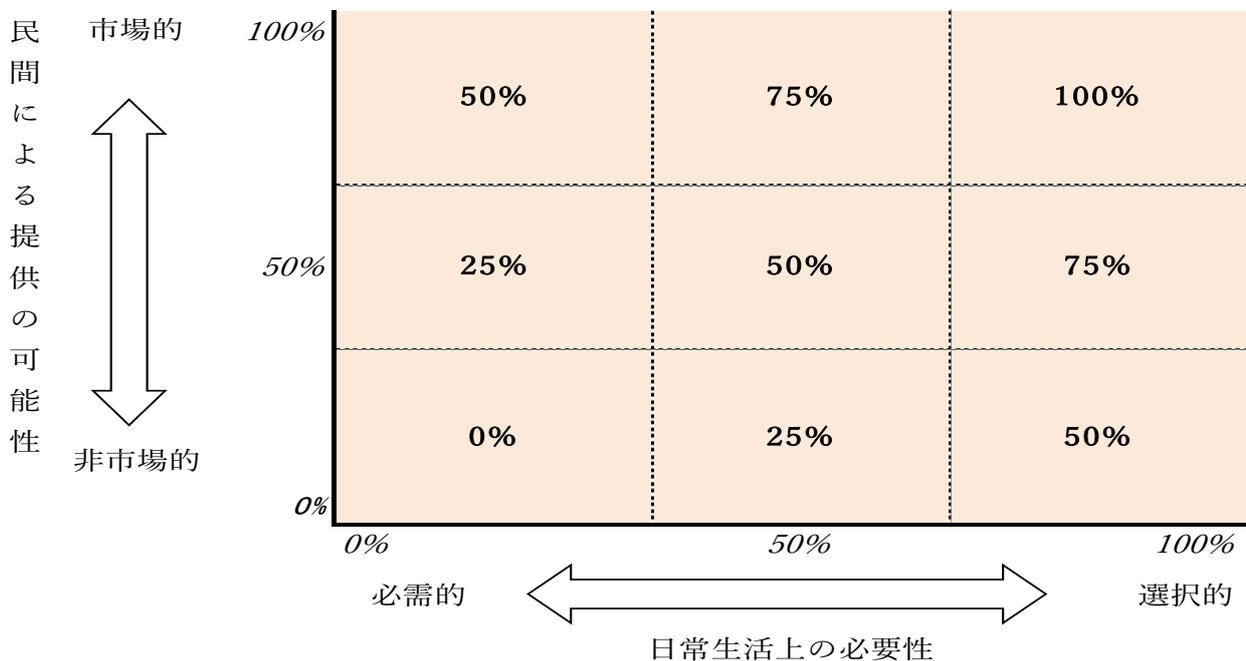
選択的とは、日常生活をより便利で快適なものとするため、個人の価値観に応じて、選択的に利用する施設

(イ) 「民間による提供の可能性」

民間による提供の可能性において、市場的なものと非市場的なものの程度によって分類する。

市場的とは、民間による提供が期待できる施設

非市場的とは、民間による提供が困難な施設



イ 目的外使用における負担割合

それぞれの施設における設置目的以外の目的で施設を使用する際の負担割合については、施設の性質や設置目的等から外れるため、「日常生活上の必要性」と「民間による提供の可能性」に応じた受益者の負担割合ではなく、受益者負担割合を100%とする。

(4) 端数処理

原則 10 円未満は四捨五入し、1 円単位は扱わないこととする。

(5) 算定の例外

ア 収入と徴収コストの比較

料金収入と料金徴収コストを比較して料金収入より料金徴収コストが上回っている場合は、使用料を無料とすることを検討できる。

イ 事業推進の視点による料金設定

総合計画、総合戦略によって本市の重点的取組みとして施設を活用する場合等は、事業推進の視点から、別途料金を設定する。また、本市の重点的取組みの対象となる者や利用目的を支援する場合においても、同様の考えとし、別途料金を設定する。(対象として下記ウの(キ)を含む)

ウ 利用者区分による料金設定

受益と負担の公平性を確保することが原則であるが、市民を優先させることや利用者の分散を図る観点等から、必要に応じて以下の利用者区分等により、別途料金設定を検討する。

- (ア) 市外在住者
- (イ) 夜間・曜日別
- (ウ) 個人・団体
- (エ) 大人・小中学生等
- (オ) 登録グループ・一般
- (カ) 収入を伴う利用
- (キ) 事業推進の視点による利用

エ 類似施設との均衡

近隣市町や民間の料金と比べて使用料が著しく高額になる場合は、使用料の増額を抑えると同時に運営コストの削減に取り組む。

(6) 算定の対象外とするもの

法令等により金額や算定方法等の考え方が定められているもの、県条例や近隣市町と協調しているもの及び行政財産使用料徴収条例に基づき算定する場合等、(1)における算定方法を用いた積算が適当でないものは、個別に使用料を設定する。

4. 手数料の算定方法

(1) 算定方法

1件あたりの手数料 = 1件あたりの原価 (1件あたり人件費 + 1件あたり物件費)

(2) 原価の考え方

【原価に含む主な費用】 過去3か年決算の平均額 (3年未経過の場合、直近決算額等)

分類	項目	説明
人件費	給料、職員手当、共済費等	申請書等の受付から諸証明書等の交付・料金受領までの実作業に要する職員(※1)及び会計年度任用職員等の人件費
物件費	需用費	消耗品費、印刷製本費、光熱水費等
	使用料及び賃借料	機器のリース料等
	委託料	役務の提供のために要する業務委託料等

(※1) 職員の人件費については、人事異動等による年度毎の支出状況の増減差を抑制するため、一般会計における平均人件費を用いて算定する。

(3) 受益者負担割合

手数料は、サービス利用者からその役務の提供のために要する費用を徴収するものであり、この役務の提供は、利用者個人の必要により生じるものであることから、その受益者の負担割合は、原則100%とする。

(4) 端数処理

原則10円未満は四捨五入し、1円単位は扱わないこととする。

(5) 算定の例外

料金設定の調整

近隣市町の料金と均衡を図る必要がある場合や、料金が適当な水準になく、行政目的の達成に支障が生じる場合等は、例外的に手数料の料金設定を調整する。

(例) 放置自転車返還手数料が

自転車販売価格の水準より高い場合 → 引き取り件数の減少につながる

自転車駐輪場の1日あたり料金より低い場合 → 放置自転車の増加につながる

(6) 算定の対象外とするもの

法令等で標準額が示されているもの、県条例や近隣市町と協調しているもの及びり災に関する証明の手数料を算定する場合等、(1)における算定方法を用いた積算が適当でないものは、個別に手数料を設定する。

ただし、その場合でも (1)により算定した手数料と前段により個別に設定した手数料に乖離がある場

合は、事務処理方法を見直す等、原価抑制に必要な取組みを行う。

5. 負担金等の算定方法

負担金、分担金等については、個別の事務事業で、使用料及び手数料の算定方法に準じて適切な負担額を算定し、負担を求めるものとする。

6. 減免の取扱い

(1) 減免の考え方

これまでの減免制度は、障がい者等への配慮をはじめ、福祉・地域住民団体等の活動の支援・社会参加の促進等の観点から一定の効果を上げている。

しかし、減免に相当する負担は、公費で補うことから、受益と負担の公平性を確保する観点から考えると、特例的な措置として適用を限定するものである。そのため、国・地方公共団体の使用や指定管理者の自主事業のほか、真にやむを得ないものに限定するという考え方のもと、見直すこととする。

ア 使用料

障がい者が使用する場合を原則として、施設ごとの目的を考慮し設定する。

イ 手数料

川西市手数料条例に基づき減免する。

(2) 減免の見直し

減免は利用団体への経済的支援という意味において、団体への補助金と同様の性格を有することから、補助金の見直しを行う際にあわせて見直さなければならない。

(3) 減免の公表

減免を実施したものは透明性を確保するために公表する。

7. 見直し期間等の設定

(1) 時期

事業推進の視点による料金設定を反映するため、定期的に見直しを行うこととし、見直しにあたっては、総合計画の基本計画を策定する時期にあわせて実施する。ただし、消費税率改定等によるものは例外としてその都度改定を行う。

(2) 見直し方法

見直しを行う際は、各算定方法によって算定し、各料金の再設定を行う。

(3) 激変緩和措置

料金の改定にあたって、改定後の料金が改定前の料金に比べ大幅に上昇すると利用者の活動計画等に大きな影響を与えるため、激変緩和措置として、改定後の料金は現行料金の 1.5 倍を上限とする。

(4) 負担の安定性の確保

利用者負担の安定性を確保するため、改定後の料金と改定前の料金を比較し 10%以下の増減であれば現行料金を継続する。